

議案第 28 号

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の (4) のウの表備考に次のように加える。

- 3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。

別表第 3 の 1 の (5) のイの表備考に次のように加える。

- 3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。

別表第 3 の 1 の (11) の表備考に次のように加える。

- 3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

駐車券を紛失したときの駐車料金について規定するため、この条例案を提出するものである。

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）新旧対照表

改正後		改正前	
<p>本則・附則（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別表第3（第14条の5関係）</p> <p>1 有料公園施設を利用する場合</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p>(4) 二の宮公園</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 駐車場</p>		<p>本則・附則（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別表第3（第14条の5関係）</p> <p>1 有料公園施設を利用する場合</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p>(4) 二の宮公園</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 駐車場</p>	
金額	<p>利用時間に応じて次に掲げる額</p> <p>(1) 利用時間が1時間までのとき 100円</p> <p>(2) 利用時間が1時間を超え3時間までのとき 200円</p> <p>(3) 利用時間が3時間を超え10時間までのとき (2)の額に3時間を超える部分について1時間までごとにつき100円を加えて得た額</p> <p>(4) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,000円</p>	金額	<p>利用時間に応じて次に掲げる額</p> <p>(1) 利用時間が1時間までのとき 100円</p> <p>(2) 利用時間が1時間を超え3時間までのとき 200円</p> <p>(3) 利用時間が3時間を超え10時間までのとき (2)の額に3時間を超える部分について1時間までごとにつき100円を加えて得た額</p> <p>(4) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,000円</p>
<p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。</u></p>		<p>備考</p> <p>1・2（略）</p>	
<p>(5) 松見公園</p> <p>ア（略）</p>		<p>(5) 松見公園</p> <p>ア（略）</p>	

イ 駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額 (1) 利用時間が1時間までのとき 100円 (2) 利用時間が1時間を超え9時間までのとき (1)の額に1時間を超える部分について1時間までごとに100円を加えて得た額 (3) 利用時間が9時間を超え24時間までのとき 1,000円
備考 1・2 (略) <u>3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。</u>	

(6)―(10) (略)

(11) 研究学園駅前公園駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額 (1) 利用時間が2時間までのとき 100円 (2) 利用時間が2時間を超え10時間までのとき (1)の額に2時間を超える部分について1時間までごとに100円を加えて得た額 (3) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,000円
備考 1・2 (略) <u>3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,000円を納付しなければならない。</u>	

(12)・(13) (略)

イ 駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額 (1) 利用時間が1時間までのとき 100円 (2) 利用時間が1時間を超え9時間までのとき (1)の額に1時間を超える部分について1時間までごとに100円を加えて得た額 (3) 利用時間が9時間を超え24時間までのとき 1,000円
備考 1・2 (略)	

(6)―(10) (略)

(11) 研究学園駅前公園駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額 (1) 利用時間が2時間までのとき 100円 (2) 利用時間が2時間を超え10時間までのとき (1)の額に2時間を超える部分について1時間までごとに100円を加えて得た額 (3) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,000円
備考 1・2 (略)	

(12)・(13) (略)